

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：枕崎市水産物振興協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 松野下 卓宏
- (3) 所在地：鹿児島県枕崎市立神本町 12

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 12 月 4 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

法令に従った適切な技能実習計画の作成指導を行っていないこと、及び技能実習生が定期に負担する費用について、実費に相当する額その他の適正な額を超過する費用を徴収した結果として報酬を受けたことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：迫田興業有限会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 迫田 和孝
- (3) 所在地：鹿児島県志布志市志布志町安楽 6215 番地 5

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）

令和元年11月21日認定「認 1913009173」「認 1913009174」「認 1913009175」
令和3年5月10日認定「認 2113000255」「認 2113000256」「認 2113000257」
同年12月21日認定「認 2113006645」「認 2113006646」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年12月4日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社心昇工業
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 正木 克昌
 - (3) 所在地：福岡県北九州市若松区花野路1丁目2番4号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1件）
令和4年3月3日認定「認2112009636」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和5年12月4日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：高山軽金属工業株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 高山 康生
 - (3) 所在地：愛知県碧南市須磨町 2 番地 3

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7 件）

令和 2 年 3 月 27 日認定「認 1906069475」「認 1906069476」「認 1906069477」
同年 7 月 20 日認定「認 2006015114」
令和 3 年 12 月 21 日認定「認 2106022608」「認 2106022609」「認 2106022610」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 12 月 4 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社松岡工業
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 松岡 一晴
 - (3) 所在地：神奈川県川崎市川崎区浜町3丁目7番22号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

令和元年7月18日認定「認1904025980」「認1904025982」
令和2年10月14日認定「認2004034003」「認2004034004」「認2004034005」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号及び第5号の規定に基づき、令和5年12月4日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員が行う質問に対して虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。